

がくしゅうしゃようたんまつを つかうときの ルール、

(1 ねんせいよう)



【はじめに】

がくしゅうしゃようたんまつを つかうと、 がっこうや クラスが おやすみに なったときにも、 おうちで べんきょうが できます。 ルールを まもって、 みんなで たのしく べんきょうを しましょう。 また、 がくしゅうしゃようたんまつや モバイルルータを つかうときには、 せんせいの おはなししたとおりに つかい、 できるだけ おうちの ひとつ いっしょに つかうように しましょう。

【もちかえるもの】

- (1) がくしゅうしゃようたんまつ・じゅうでんき (まいにち、がっこうへもってくる)
- (2) モバイルルータ (わたしたひとのみ) (おうちで つかうので、 おうちに おいておく)

【がくしゅうしゃようたんまつを、 もちはこぶときのルール】

- ・がくしゅうしゃようたんまつと じゅうでんきを、 ランドセルか てさげに いれて、 そとでは ださないように しましょう。
- ・がくしゅうしゃようたんまつは、 かならず おうちで じゅうでんしてくるように しましよう。(R7)
- ・モバイルルータを もってかえるときには、 じゅうでんきも もってかえりましょう。
- ・がくしゅうしゃようたんまつを いれている ランドセルや かばんを おくときは、 しづかに おくように しましょう。 (らんばうに おくと がくしゅうしゃようたんまつが こわれる げんいんに なります)

【つかうときの ルール】

- ・がくしゅうしゃようたんまつは、 せんせいから おはなしが あったこと (しゅくだいや オンラインがくしゅう) の ときだけ、 つかうように しましょう。
- ※「ルール」を まもれないときは、 かしだしや もちかえりが できなく なります。(R7)
- ・あけるときに ひつような アイディーや パスワードなどは、 だれにも いわないように しましょう。
- ・ひとの なまえや しゃしんなどは、 がくしゅうしゃようたんまつには いれないように しましょう。
- ・がくしゅうしゃようたんまつや モバイルルータは、 つかわないとときは でんげんを きりましょう。
- ・がくしゅうしゃようたんまつや モバイルルータに はっている シールを はがさないように しましょう。
- ・おうちで、 がくしゅうしゃようたんまつや モバイルルータを つかうときは、 つぎのようないところでは つかわないように しましょう。
- たとえば**：あついところや ぬれているところ。 おちそうなところや ふまれそうなところ。
- ・モバイルルータを じゅうでんするときは、 がっこうから もってかえった じゅうでんきを つかいましょう。

【こんなときは】

- ・がくしゅうしゅようたんまつを、 がっこうに かえすひに おやすみするときは、 ほかのひに じぶんで かえしましょう。
- ・がくしゅうしゅようたんまつを、 なくしてしまったり、 こわしてしまったりしたときには、 すぐに おうちの ひとと せんせいに おはなししましょう。



【保護者の皆様へ】

※破損・紛失・故障等で使用できない場合は必ず学校に連絡してください。

※故意による行為や重大な過失により、破損や紛失等に至った場合、児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を考慮した上で、ご家庭に弁済していただく場合がありますので、適切に管理いただくとともに、大切に扱うよう、お子様にお声掛けをお願いいたします。

○児童生徒又は保護者等が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合

例・学習者用端末等を投げる・踏みつける等の行為

・学習者用端末等の譲渡、売却 など

○児童生徒または保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損または紛失等に至ったと認められる場合

例・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合

・紛失、盗難（警察に被害届を提出し、受理された場合を除く）

・保護者等の判断による廃棄 など

・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に屋外で利用し雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取扱いが原因で故障した） など

○学習者用端末は、学習のための道具です。娯楽等の活用は、させないようお願いします。ご家庭での指導が入らない場合は、学校までご連絡ください。（R7年度より）

※ルータの通信料は【学習者用端末等 使用ルール】に反しない限り大阪市が負担します。

※大阪市の備品であり、卒業・転校の際には返却していただきます。